

愛知県トラック総合会館 美化清掃管理等業務 業務仕様書

1. 目 的

施設を常に清潔・衛生的な状態に維持することで、従業員や会館利用者にとって快適な環境を創り出し、労働環境の確保及び利用メリットの向上を図る。

2. 業務対象施設

- (1) 施設名 愛知県トラック総合会館
住 所 愛知県名古屋市瑞穂区新開町 12-6
施設の規模 〔事務所棟〕
延床面積 4024.43 m²
構 造 鉄骨造、耐火建築物、6 階建て+屋上
〔駐車場棟〕
延床面積 4419.67 m²
構 造 鉄骨造、耐火建築物、5 階建て

3. 業務内容

労働安全衛生規則や建築物衛生法や廃棄物の処理及び清掃に関するビル管理業法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律など、関係する法律に定められた内容を必ず行い、必要であれば書類作成、関係各所への報告を行うこと。対処すべき問題が業務中に発見した場合は愛ト協施設担当者に報告し、指示を仰ぐこと。また、対応後には作業完了報告(概要や写真による記録、修繕前と修繕後の様子)を行うこと。

万一事故及び故障などで施主の業務が妨げられる場合は速やかに対処すること。

作業の年間計画表を作成し、愛ト協施設担当者へ事前に提出すること。

必要であれば、各業務の詳細については別途添付の機器表及び系統図などで確認をおこなうこと。

②清掃管理等業務

作業日 月曜日～金曜日(平日のみ)

公休日 土曜日、日曜日、祝日及び愛ト協が定める日。

作業範囲及び回数は別添清掃作業基準表による。

清掃に関する資機材については受注者の負担とするが、衛生消耗品、清掃道具倉庫、電気料金、水道料金は愛ト協の負担とする。

(1) 日常清掃業務

- ・ 別添「清掃作業基準表」に基づき実施すること。
 - ・ 下記は 8 時 30 分までに作業を完了すること。
 - ① 2 階事務エリアのカーペット清掃及びゴミの回収、給湯室の清掃及びゴミの回収
 - ② 3 階各入居団体の事務室のカーペット清掃及びゴミの回収
 - ③ 5 階事務エリアのカーペット清掃及びゴミの回収
 - ・ 会議等で使用した会議室の巡回清掃及び机の拭き上げを利用後もしくは次回利用のための準備作業を行うまでに完了させること。
- ※具体的な場所は別添「清掃作業エリア」参照
- ・ 可燃、不燃、資源など、分別されたゴミを居住地域の規則に則って適切に処理すること。

(2) 定期清掃業務

- ・ 床面洗浄仕上げ（年 1 回）
 - ・ カーペット洗浄（年 1 回）
- ※別添「清掃作業基準表」参照

(3) ガラス清掃

- ・ ガラス清掃（両面）（年 1 回）
- 清掃対象は建物内を含むすべてのガラス窓を対象とする。
- ※但し、建物の構造上、作業不可のガラスについては両者協議の上決定する。

(4) 屋上部の排水ドレン清掃業務

屋上部（事務所棟及び駐車場棟）に設置されている排水ドレンを清掃すること。

清掃は月に 1 回程度

(5) 植栽の水やり

- ・ 適時水やりを行い枯らさないようにすること。なお、常駐する管理人が実施する程度で足りる場合は不要とする。

(6) 施設の解錠業務

- ・ 営業日の 7 時 00 分に指定された箇所の解錠を行う。

(7) その他

愛ト協施設担当者と密に話し合いを行い、本業務について判明した事柄を個別具体的に積極的に提言もしくは愛ト協からの質疑について回答し、清掃管理業務がより効率的かつ効果的に行えるよう努める。

愛ト協が別に雇用する会館管理人と必要な範囲内において連絡・連携を取り合うこと。

4. 業務契約期間

令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日（1年間）

5. 休 館 日

土曜日、日曜日、祝日

祝日・年末年始（12月29日～1月3日）

お盆期間（8月13日～15日）

6. 業務時間及び要員

（1）業務時間

業務時間は愛ト協と施設管理責任者が協議の上決定する。

（2）業務要員

作業において必要な資格が必要な場合はその資格保持者であること。また、女性用トイレは女性により清掃をすること。

7. 工具、機器、消耗品類の負担及び控室等の提供

（1）各業務の遂行に要する清掃機材等については受注者が負担する。清掃で必要となる消耗品は愛ト協が負担する。その他については両者協議の上、決定するものとする。

8. 責任者の選任

（1）本業務を遂行する責任者を各1名選任するものとする。

（2）責任者は本仕様書に定める業務内容を十分に熟知した上で業務要員を指揮指導し、業務を円滑に遂行できる者を選任する。

9. 委託料の支払方法

毎月請求された金額を指定された口座へ支払うものとするが、年度をまたいでの支払いはできないため、3月分は当月払いとする。ただし、落札者の希望によってはこの限りではないため、討議の上詳細を決定する。

10. その他

（1）本仕様書に記載した事柄について、より効率的かつ経済的な方法があれば協議合意の上変更する場合がある。

（2）本仕様書に記載してない事項については、両者協議の上決定するものとする。